

2019 年における外交・防衛分野の課題

中内 康夫

宮崎 雅史

(外交防衛委員会調査室)

1. 2019 年に日本で開催される国際的行事
2. トランプ米政権の通商政策と日米経済関係
 - (1) 保護主義的な動きを強めるトランプ政権の通商政策
 - (2) 日本の通商政策と日米経済関係
3. 米朝首脳会談後の北朝鮮情勢と日朝関係
 - (1) 北朝鮮をめぐる国際関係
 - (2) 日本人拉致問題と日朝関係
4. 近隣諸国との外交
 - (1) 関係改善に向けた動きが進む日中関係
 - (2) 歴史問題に揺れる日韓関係
 - (3) 平和条約交渉の進展が注目される日露関係
5. 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画
 - (1) 改定の経緯
 - (2) 多次元統合防衛力
 - (3) 戦闘機の整備
 - (4) 「いずも」型護衛艦の改修
 - (5) 総合ミサイル防空能力
 - (6) 新中期防の所要経費
6. 普天間飛行場移設問題

2019 年は日本が舞台となる大型の国際的行事が幾つも開催され、日本の存在感や影響力を一層高めるための取組が期待される 1 年となる。その上で、保護主義的な動きを強めるトランプ米政権との経済関係、歴史上初の米朝首脳会談が実現した後の北朝鮮問題への対応、関係改善に向けた動きが進む日中関係、歴史問題に揺れる日韓関係、両首脳が平和条約交渉の加速で合意した日露関係等の今後の動向を注視する必要がある。

また、2018年12月に新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が策定されており、今後の防衛力整備の在り方が注目されている。さらに、普天間飛行場移設問題は、辺野古沖の埋立海域に土砂投入が開始され、新たな局面を迎えている。

これらを踏まえ、本稿では、外交・防衛分野における2018年の主な動きを適宜振り返りつつ、2019年に向けた課題を記す（2018年12月19日脱稿）。

1. 2019年に日本で開催される国際的行事

2019年は日本が舞台となる大型の国際的行事が幾つも開催され（表参照）、国際社会の注目が日本に集まる1年となる。

まず、6月28日と29日にはG20サミット¹が大阪で開催される。日本がG20の議長国となるのは今回が初めてであり、G20を含む37の国・国際機関が参加する。その際には、米国のトランプ大統領、中国の習近平国家主席、ロシアのプーチン大統領等の各国首脳と安倍総理との二国間の首脳会談が相次いで行われることも想定される。

次に、8月28日から30日にかけては第7回アフリカ開発会議（TICAD7）²が横浜で開催され、アフリカ開発について議論するために多くのアフリカ各国首脳や国際機関のトップが来日する。さらに9月20日から11月2日まで、アジアでは初めてのラグビー・ワールドカップが日本で開催され、観戦等のために多くの関係国要人の来日が見込まれる。

加えて、4月30日に天皇陛下が御退位され、5月1日に皇太子殿下が御即位されることを受け、10月22日には宮中で「即位の礼（即位礼正殿の儀）」³が行われる。この儀式に参加するため、多くの国々から国家元首や祝賀使節等が来日することとなる。

こうした機会を最大限に活用し、日本の存在感や影響力を一層高めるための取組が日本政府には期待される。

表 2019年の主要日程（外交関連）

4月30日～5月1日	天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位
6月28日～29日	G20サミット（大阪）
8月	G7サミット（フランス）
8月28日～30日	第7回アフリカ開発会議（TICAD7）（横浜）
9月	東方経済フォーラム（ロシア・ウラジオストク）
9月20日～11月2日	ラグビー・ワールドカップ（日本）
9月後半	国連総会（ニューヨーク）
9月～11月？	ASEAN関連首脳会議（東アジアサミット等）（タイ）
10月22日	即位の礼（即位礼正殿の儀）（東京）
11月	APEC首脳会合（チリ）

※下線は日本において開催される主要な国際的行事。

（出所）外務省資料に基づき筆者作成

¹ G20サミット（「金融・世界経済に関する首脳会合」）は、G7（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、欧州連合（EU））に加え、中国、ロシア、インド、韓国、豪州、ブラジル、南アフリカ、アルゼンチン、インドネシア、メキシコ、サウジアラビア、トルコの首脳が参加して毎年開催される国際会議である。G20サミットにはメンバー国以外にも、招待国や国際機関などが参加している。

² TICADは、アフリカの開発をテーマとする国際会議で、日本政府が主導して、これまでに6回開催しており、現在は国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行及びアフリカ連合委員会（AUC）も共催者となっている。2013年6月に横浜で開催した際には参加51か国のうち39か国の首脳が来日した。

³ 天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことごとく儀式。1990年11月に実施した前回の即位の礼の際には、150を超える国から元首級や王室関係者を含む多くの要人等が来日した。

2. トランプ米政権の通商政策と日米経済関係

(1) 保護主義的な動きを強めるトランプ政権の通商政策

「米国第一主義」を標榜するトランプ米政権は、2018年に入ると、通商政策の基本方針として、国家安全保障の支援、米国経済の強化、より良い貿易取引の交渉、米通商法の積極的な執行、多角的貿易システムの改革等を掲げ⁴、保護主義的な政策を実施に移した。

2018年3月23日、トランプ政権は、米国の国家安全保障を阻害する懸念があるとして、鉄鋼・アルミニウムの輸入品に追加関税を課す輸入制限措置を中国、日本等に対して発動し、6月には対象を欧州連合（EU）、カナダ等にも拡大した。また、5月23日には、輸入自動車及び同部品の米国の安全保障への影響調査を行う方針も表明した。さらに、9月24日には、韓国との間で再交渉を進めてきた米韓自由貿易協定（FTA）の改定に合意・署名し、11月30日には、カナダ及びメキシコとの間で北米自由貿易協定（NAFTA）に代わる新協定（「米・メキシコ・カナダ協定（USMCA）」）に署名したが、いずれも自国産業保護を重視する米国の要求が強く反映されたものとなった。

加えて、トランプ政権は、巨額の貿易赤字を抱える中国に対してはより強硬な姿勢を示し、2018年3月22日、これまで問題視してきた中国による知的財産権侵害への制裁措置の実施を発表し、7月以降3回にわたって中国への制裁関税を発動した（合計で輸入額約2,500億ドル相当への課税）。こうした制裁関税の都度、中国は対抗措置として報復関税を発動しており、その対象は合計で約1,100億ドル相当に達した。その後、トランプ大統領と中国の習近平国家主席は、12月1日にG20首脳会議が開催されたブエノスアイレスで会談し、米国が中国製品にかかる制裁関税の引上げを90日間凍結し、中国による技術移転強要や知的財産権侵害等の懸案について協議を開始することで合意した。これにより、2019年春頃まで米国による更なる制裁の拡大が回避される見通しとなった。

こうした米国の一方的な措置は、多くの国・地域が対抗措置を実施するなど、世界的な報復措置の応酬を招いている。特に米中双方の制裁措置の応酬は、両国経済のみならず、世界経済にも混乱をもたらす状況となっており、今後の両国の対応が注目される。

(2) 日本の通商政策と日米経済関係

2017年1月にトランプ政権が発足し、米国の環太平洋パートナーシップ（TPP）協定からの離脱を表明して以降、日本は自由貿易を維持する観点から米国に協定復帰を働きかけると同時に、米国を除く11か国による新協定の策定に向けた交渉を主導してきた。11か国は、2018年3月8日に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP）に署名し、その後、日本を含む6か国が締結のための国内手続を完了したことから、同協定は同年12月30日に発効する。また、日本は、EUとの間でも、世界中で保護主義が広がる中、自由貿易を前進させるとの観点から経済連携協定（EPA）交渉を進め、同年7月17日、日EU・EPAが署名された。その後、日本、EU共に12月中に締結の

⁴ Office of the United States Trade Representative, “2018 National Trade Estimate Report.” <<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20National%20Trade%20Estimate%20Report.pdf>>（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも2018年12月19日）

ための国内手続が完了したため、同協定は2019年2月1日に発効する。

他方、日米間では、二国間交渉を愛好する米国とTPPの多国間枠組みが最善とする日本との方向性の違いも指摘される中、経済面での対話・協議の枠組みが構築されてきた。2017年2月のワシントンでの日米首脳会談では、両国の経済関係を一層深化させる方策について分野横断的に話し合う枠組みとして、麻生副総理とペンス副大統領による「日米経済対話」を立ち上げることで合意した。さらに、2018年4月のフロリダでの日米首脳会談では、両国間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現するため、茂木国務大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」(FFR)を開始し、その議論を日米経済対話に報告させることで合意した。これまでに日米経済対話は2回(2017年4月、10月)、FFRも2回(2018年8月、9月)開催されている。

こうした経過を経て、2018年9月26日、ニューヨークを訪れた安倍総理はトランプ大統領と会談し、日米両国の経済的な結び付きをより強固にする観点から、日米間の物品貿易を促進するための「日米物品貿易協定(TAG)」交渉を開始することで合意した。会談後に発出された共同声明には、①「TAGについて、また、他の重要な分野(サービスを含む)で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する」、②「上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行う」、③「日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限である」との日本政府の立場を米国政府が「尊重する」、④「協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない」ことなどが掲げられた。

この共同声明の内容は、国会でも様々な観点から議論となった。①及び②に関して、実質は日米FTA交渉ではないかとの指摘があり、これに対して安倍総理は、「日米共同声明では、サービス全般の自由化や幅広いルールまで盛り込むことは想定しておらず、その意味で、これまで我が国が結んできた包括的FTAとは異なる」と述べている⁵。また、③に関しては、「我が国がこれまでに締結した経済連携協定の中で、農産品について最も水準が高いものはTPPであり、その前提の下に米国と交渉を行う」との方針を明らかにしている⁶。さらに、茂木国務大臣は、④に関して、協議が行われている間は「我が国の自動車に米通商法に基づく追加関税が課されることはないという趣旨であり、このことは、安倍総理とトランプ大統領の間で首脳会談の席で直接確認した」と説明している⁷。

2019年に入ると、茂木国務大臣とライトハイザー通商代表との間でTAG交渉が実際に開始されることとなるが、米国が日本車輸入の数量制限や通貨安誘導を禁ずる「為替条項」を日本側に要求してくる可能性なども指摘されており⁸、今後の交渉の行方が注目される。

⁵ 第197回国会参議院予算委員会会議録第1号45頁(平30.11.5)

⁶ 第197回国会参議院本会議録第3号(平30.10.31)。なお、茂木国務大臣は、新聞社のインタビューで「(共同声明の)『最大限』とは全体の話であり、仮にどこかで突き抜ける部分が出てきたら、違うところでそこよりへこむ」と述べ、全体としてはTPPの水準を維持する決意を強調する一方、個別の品目ではTPP以上に譲歩する可能性があることを示唆している(『毎日新聞』(平30.10.16))。

⁷ 第197回国会参議院内閣委員会会議録第5号15頁(平30.11.27)

⁸ 『産経新聞』(平30.12.12)

3. 米朝首脳会談後の北朝鮮情勢と日朝関係

(1) 北朝鮮をめぐる国際関係

北朝鮮は、2016年から2017年までの2年間に、3回の核実験に加え、米国東海岸を射程に収めるICBM級を含む40発の弾道ミサイルを発射し、2017年11月の弾道ミサイル発射の後、金正恩朝鮮労働党委員長は「国家核武力完成、ロケット強国実現」を宣言した。国連安全保障理事会では、2017年には、核実験や弾道ミサイル発射を受け、石炭、鉄・鉄鉱石の北朝鮮からの輸入禁止や、原油・石油製品の北朝鮮への輸出制限などを盛り込む決議が随時採択されてきた。

2018年1月1日の「新年の辞」で、金正恩委員長は、「国家核武力の完成」に言及しつつも、同年2月に韓国で開催される平昌オリンピックを機とした南北関係の改善を示唆した。平昌オリンピックの開会式に合わせて訪韓した北朝鮮代表団に同行した金与正朝鮮労働党中央委員会第一副部長（金正恩委員長の実妹）は、文在寅大統領に早期の会談の用意があるとの金正恩委員長の意向を伝達し、その後、南北間、さらには米朝間における対話の機運が高まった。

こうした流れを受け、4月27日には板門店において11年ぶりの南北首脳会談が実現し、両首脳は、核のない朝鮮半島を共通の目標として掲げる「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」に署名した。5月26日には板門店において再び南北首脳会談が行われ、板門店宣言の履行等が改めて確認された。

米国との間では、6月12日、史上初の米朝首脳会談がシンガポールで開催され、両首脳は北朝鮮の安全の保証や朝鮮半島の完全な非核化等へのコミットメントを内容とする共同声明を発出した。また、トランプ大統領は会談後の記者会見において、米韓合同軍事演習の停止を表明し、将来的な在韓米軍撤退にも言及した。

米朝首脳会談後、米韓両政府は合同軍事演習の停止を決定し、北朝鮮側も朝鮮戦争時の米兵の遺骨返還を行うなど関係改善の動きが見られた。しかし、強力な制裁措置を維持し、それをテコとして北朝鮮に具体的な非核化措置を先行して取るように迫る米国と、制裁解除や朝鮮戦争の終結宣言といった相応の措置を非核化の前提とする北朝鮮との主張の開きが埋まらず、北朝鮮側の対応は次第に硬化していった。

米朝関係が膠着する中、韓国は北朝鮮に対する独自の関係構築を模索し、9月18日から20日にかけて、文在寅大統領が初めて訪朝し、平壤では3度目となる南北首脳会談が行われた。両首脳は「9月平壤共同宣言」に署名し、その中では、米国が相応の措置をとることを条件に寧辺の核施設を恒久的に廃棄することや、金正恩委員長が近いうちにソウルを訪問することなどが盛り込まれた。また、米朝間では、10月7日にポンペオ国務長官が訪朝して金正恩委員長と会談した際、2度目の首脳会談の早期開催が合意された。

しかし、その後も米朝間の主張の開きは埋まらず、2度目の米朝首脳会談の実現も不透明な状況となっている。また、米朝間の摩擦が顕在化する中、米朝の仲介役を果たそうとしてきた韓国の立場にも限界が生じ、金正恩委員長の年内のソウル訪問が困難な状況となるなど、南北関係も沈滞した状況となっている。

(2) 日本人拉致問題と日朝関係

日朝間の最大の懸案である日本人拉致問題について、2017年9月には国連総会におけるトランプ大統領の演説の中で「13歳のいたいけな日本人少女」が北朝鮮に拉致されたことへの言及があり、同年11月には訪日したトランプ大統領が拉致被害者及び家族と面会している。2018年に入り、南北間の関係改善や米朝首脳会談に向けた動きが進むと、拉致問題解決への期待感が高まった。6月の米朝首脳会談において、トランプ大統領から安倍総理の拉致問題に対する考え方が直接金正恩委員長に伝えられ、9月の南北首脳会談の際には、金正恩委員長が「適切な時期に日本と対話し、関係改善を模索していく用意がある」と述べたとされる。また、9月26日には、国連総会に出席中の河野外務大臣と李容浩北朝鮮外務大臣が会談を行ったが、その内容は明らかにされていない。

国会において日朝首脳会談実現の可能性を問われた安倍総理は「6月の米朝首脳会談によって、北朝鮮をめぐる情勢は大きく動き出している」との認識を示し、「次は、私自身が金正恩委員長と向き合わなければならない」と述べた上で、「最重要課題である拉致問題について、御家族も高齢となる中、一日も早い解決に向け、あらゆるチャンスを逃さないとの決意で臨む」と発言している⁹。米朝協議の行方が不透明な中、日朝関係の今後の動向が注目される。

4. 近隣諸国との外交

(1) 関係改善に向けた動きが進む日中関係

2012年9月の日本政府による尖閣諸島の国有化に中国側が反発して以降、日中関係は冷え込んでいたが、2017年11月のダナンでの日中首脳会談で両国関係の「新たなスタート」が確認され、2018年に入ると関係改善に向けた動きが本格化した。

2018年5月8日から11日にかけて、李克強首相が、中国首相としては7年ぶりに訪日し、安倍総理との会談では、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムの運用開始や第三国での日中民間経済協力を進めていくことで合意した。また、9月12日に行われた安倍総理と習近平国家主席との会談（ウラジオストク）では、両首脳間で、日中のハイレベル往来等を通じ、政治、経済、外交などあらゆる分野における具体的な成果につなげ、日中関係を前進していくとの決意が共有された。これらを念頭に、安倍総理は、日中関係が「正常な軌道に戻った」との認識を示した。

日中平和友好条約発効40周年を受けて、10月25日から27日にかけて中国を訪問した安倍総理は、記念レセプションに参加するとともに、同月26日には習主席及び李首相との間でそれぞれ首脳会談を行った。これらの会談において安倍総理は、今後の日中関係について、①競争から協調へ、②日中はパートナーで、互いに脅威とならない、③自由で公正な貿易関係を発展させる、との原則を提起し、両国の連携強化に意欲を示した。また、安倍総理より、中国に対する政府開発援助（ODA）を2018年度の新規案件をもって終了する旨の伝達がなされ、習主席は「日本のODA貢献を高く評価する」と謝意を示した。

⁹ 第197回国会衆議院本会議録第2号（平30.10.29）

さらに、安倍総理は、同日、日中の財界トップを含め、約1,500名の参加を得て開催された「第1回日中第三国市場協力フォーラム」に出席した。同フォーラムに合わせ、両国の政府関係機関・企業・経済団体等の間で、インフラ、物流、IT、ヘルスケア、金融等に関する52件の協力覚書が署名・交換された。

こうした日中関係の改善の動きについては、貿易摩擦等による米中関係の急激な悪化を受け、日本を取り込もうとする中国側の戦略的対応によるものであり、経済面での日中協力は米国の反発を招かない慎重な対応が求められるとの指摘がある¹⁰。また、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入や東シナ海の日中中間線付近における中国の一方的なガス田開発は継続して行われており、このような日中間の懸案事項について解決の見通しは立っていない。その上で、2019年6月のG20サミット（大阪）の際には、訪日した習近平国家主席と安倍総理との間で新たな日中関係の在り方を定めた政治文書がまとめられる可能性があるとも報じられており¹¹、日中関係の今後の動向が注目される。

（2）歴史問題に揺れる日韓関係

2018年は「日韓パートナーシップ宣言」20周年の節目に当たり、慰安婦問題等で停滞していた日韓関係をより前向きなものとする事ができるのか、その動向が注目された。

両国の懸案事項となっている慰安婦問題に関して、日韓合意（2015年12月18日）の成立経緯の検証を進めていた文在寅政権は、2017年12月27日に検証結果を示した報告書を公表し、翌2018年1月9日には同合意への対応方針を明らかにした。その中では、①日韓合意に基づいて日本政府が「和解・癒し財団」に拠出した10億円については韓国政府の予算で充当し、今後の基金の方向性を日本と協議する、②被害当事者の意思を適切に反映していない日韓合意は真の問題解決にならない、③日韓合意は公式なものであり、日本に再交渉を要求しない、④日本が自ら元慰安婦の名誉と尊厳の回復に努力することを期待するといった方針が示された。これに対して、日本政府は、同日、新たな措置の要求は受け入れられないとして韓国政府に抗議した。

他方、両国の関係改善に向けた動きも見られ、同年2月に韓国で開催された平昌オリンピックを機に南北関係改善の動きが加速し、米朝首脳会談も模索される中、5月9日には、約2年半ぶりとなる日中韓サミットが東京で開催された。来日した文在寅大統領と安倍総理との間で二国間の首脳会談も行われ、日韓関係を未来志向で発展させていくことを確認し、歴史問題を念頭に、未来志向の関係を築くために困難な問題をマネージしていくことが重要との認識も共有した。

しかし、韓国政府は、7月24日、日韓合意に基づく日本政府の拠出金10億円を韓国政府予算に全額置き換えるため、相当額を予備費として計上することを閣議で承認し、11月21日には、「和解・癒やし財団」の解散を発表した。これに対して、日本政府は、同財団の解散は、日韓合意に照らして問題で、全く受け入れられないとし、韓国側に合意の着実な

¹⁰ 『朝日新聞』（平30.10.28）

¹¹ 『朝日新聞』（平30.10.25）

実施を強く求めていくとしているが¹²、問題解決に向けた道筋は不透明なままである

上記の慰安婦問題に加えて、2018年秋以降、両国間の大きな懸案事項として顕在化したのが旧朝鮮半島出身労働者問題¹³である。朝鮮半島が日本統治下にあった戦時中に日本本土で強制的に働かされたとする韓国人が新日鐵住金に損害賠償を求めた訴訟の上告審で、韓国大法院（最高裁）は、10月30日、個人の請求権を認めた差し戻し控訴審判決を支持する判断を下し、同社に賠償を命じる判決が確定した。これに対して、日本政府は、同日、当該判決は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓請求権協定¹⁴に反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできないとの見解を表明した。その上で、韓国側に適切な措置を講ずることを強く求めるとともに、直ちに適切な措置が講じられない場合には、国際裁判も含め、あらゆる選択肢を視野に入れ、毅然とした対応を講ずるとの方針を示した¹⁵。

しかし、韓国大法院は、11月29日にも、三菱重工業に対し、元労働者への賠償等を命じる2件の判決を確定させており、今後も同様の訴訟で日本企業側に賠償を命じる判決が相次ぐことが懸念される。

北朝鮮の核・ミサイル開発や日本人拉致問題の解決等に向け、日韓両国は緊密に連携していくことが求められるが、慰安婦問題への韓国政府の対応や旧朝鮮半島出身労働者問題に係る韓国大法院判決等、歴史問題をめぐる摩擦が今後の日韓関係に及ぼす影響が懸念されている。

（3）平和条約交渉の進展が注目される日露関係

2016年12月に訪日したロシアのプーチン大統領と安倍総理との首脳会談（山口県長門市及び東京）では、平和条約問題を解決する真摯な決意が表明され、その上で、北方四島において両国の法的立場を害さない「特別な制度」の下で共同経済活動を行うための協議を開始することや、元島民による墓参のための手続を改善することが合意された。

その後、共同経済活動に関しては、2018年5月26日の日露首脳会談（サンクトペテルブルク）において、首脳間で特定している海産物の増養殖等の5件のプロジェクト候補の具体的進展が確認された。さらに、9月10日の日露首脳会談（ウラジオストク）では、5件のプロジェクト候補の実施に向けたロードマップを承認した。一方で、共同経済活動の前提となる日露双方の法的立場を害さない「特別な制度」については協議が難航しており、

¹² 第197回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号（平30.11.22）

¹³ 報道等では一般に徴用工問題と呼ばれることが多いが、日本政府は、当時の国家総動員法下の国民徴用令においては、①募集、②官あつせん、③徴用があり、韓国における訴訟では募集等に応じた者が原告になっているとして、旧朝鮮半島出身労働者問題と呼称するとしている（第197回国会衆議院予算委員会会議録第2号7頁（平30.11.1））。

¹⁴ 同協定では、日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償2億ドルの資金協力を約束する（第1条）とともに、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことが規定されている。

¹⁵ 外務大臣談話（大韓民国大法院による日本企業に対する判決確定について、2018年10月30日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_004458.html>

具体的な進展が見られていないとされる。

そうした状況の中、首脳会談直後の9月12日に開催された東方経済フォーラムの全体会合において、プーチン大統領は、安倍総理に対し、前提条件を抜きに年末までに平和条約を結び、同条約に基づき、友人として係争問題の話し合いを続けられれば、全ての問題の解決が容易になる旨の発言を行った。安倍総理は、フォーラム終了後、領土問題を解決し平和条約を締結するとの日本の立場をプーチン大統領に改めて伝えた¹⁶。

その後、11月14日、東アジアサミットが開催されたシンガポールで日露首脳会談が行われ、会談後の記者会見で、安倍総理は、今後、1956年の日ソ共同宣言を基礎として、平和条約交渉を加速させることでプーチン大統領と合意したと述べるとともに、2019年6月のG20サミット（大阪）のためにプーチン大統領が訪日する前に年明けにも自らロシアを訪問し会談を行うとの意向を示した。続いて、12月1日、G20サミットが開催されたブエノスアイレスでの日露首脳会談においては、平和条約交渉について、河野外務大臣とラブロフ外務大臣を交渉責任者とし、両外務大臣の下に次官級の交渉担当者を置く新たな枠組みを設置することで一致し、交渉を更に加速させることを確認した。

日本政府は、従来、「わが国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する」との基本方針に基づいて交渉を行うと説明してきている¹⁷。他方、今般の日露間の合意では、平和条約締結後に「歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡す」と二島のみを明記した日ソ共同宣言を基礎として交渉を加速するとしており、事実上、従来の交渉方針を転換したとの指摘もある。この点について、安倍総理は「領土問題を解決して平和条約を締結するというのが我が国の一貫した立場であり、この点に変更はない」とし、平和条約交渉の対象は四島の帰属の問題であることから、今回の合意は、従来の方針と何ら矛盾しないと答弁している¹⁸。その上で、国会においては二島先行返還の可能性や日露間の諸文書・諸合意の位置付け、北方領土に関する法的評価等、今後の交渉に関連して様々な質疑が行われたが、河野外務大臣は「日本の交渉方針や考え方について交渉以外の場で言うことは交渉に悪影響を与える」として「答弁を差し控える」と繰り返している¹⁹。

2019年に入ると、1月にも河野外務大臣や安倍総理がロシアを訪問すると報じられており²⁰、交渉の具体的な進展が期待される。他方、プーチン大統領が北方領土に米軍基地を設置しないという日本の確約が領土引渡し条件になるとの考えを示唆し²¹、ラブロフ外務大臣が北方領土について「第二次世界大戦の結果、ロシア領になったことを日本が認めぬ限り、条約締結に向けた協議は不可能である」²²と述べていることなどから、交渉が難航する可能性も指摘されており、今後の推移を注視する必要がある。

¹⁶ 第197回国会衆議院本会議録第3号（平30.10.30）

¹⁷ 内閣府「北方領土問題に関する基本的な考え方」〈<https://www8.cao.go.jp/hoppo/mondai/01.html>〉

¹⁸ 第197回国会参議院本会議録第5号（平30.11.28）

¹⁹ 第197回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号（平30.11.20）等

²⁰ 『産経新聞』（平30.12.17）

²¹ 『東京新聞』（平30.12.21）

²² 『産経新聞』（平30.12.17）

5. 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画

(1) 改定の経緯

防衛計画の大綱（防衛大綱）は、国家安全保障戦略²³を踏まえ、我が国の安全保障の基本方針、防衛力の意義や役割、自衛隊の具体的な体制、主要装備の整備目標水準等、防衛力の基本的指針を示すものであり、中期防衛力整備計画（中期防）は、防衛大綱に定める防衛力を実現するため、5年間の防衛力整備の方針や主要な事業等を定めた計画である。

2013年策定の防衛大綱（前大綱）²⁴の期間は概ね10年程度を念頭に置いていたが、2017年8月、第3次安倍第3次改造内閣の組閣に際し、安倍総理は小野寺防衛大臣（当時）に対し、「厳しさを増すわが国の安全保障環境を踏まえ、防衛力を強化し、国民の安全確保に万全を期すため、防衛大綱の見直しや次期中期防の検討を行う」旨指示した²⁵。その後、安倍総理が、2018年度末で期間の終了する中期防（前中期防）²⁶に加え、第196回国会（2018年常会）冒頭の施政方針演説²⁷において、2018年末に向けて防衛大綱を見直す方針を正式に表明したことを受け、政府²⁸・与党において検討が進められ、同年12月18日、『平成31年度以降に係る防衛計画の大綱』（以下「新大綱」という。）²⁹及び『中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）』（以下「新中期防」という。）が国家安全保障会議の決定を経て、閣議決定された³⁰。

(2) 多次元統合防衛力

新大綱は、軍事力の質・量に優れた脅威に対する実効的な抑止及び対処を可能とするためには、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域と陸・海・空という従来の領域の組合せによる戦闘様相に適応することが死活的に重要になっているとしており、今後、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性³¹を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、多次元統合防衛力を構築していくとしている。

宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応として、平素から、これらの領域において、自衛隊の活動を妨げる行為を未然に防止するために常時継続的に監視し、関連する情報の収集・分析を行い、かかる行為の発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限、被害復

²³ 2013年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定。

²⁴ 『平成26年度以降に係る防衛計画の大綱』（2013年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定）

²⁵ 防衛大臣臨時記者会見概要（2017.8.3）〈<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2017/08/03a.html>〉

²⁶ 『中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）』（2013年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定）

²⁷ 第196回国会参議院本会議録第1号（その1）5頁（平30.1.22）

²⁸ 防衛大綱見直しに当たり、「安全保障と防衛力に関する懇談会」が開催され、また防衛省内に防衛大臣を委員長とする「将来の防衛力検討委員会」が設置された。

²⁹ 新大綱の期間は概ね10年程度を念頭に置いている。

³⁰ 新大綱及び新中期防については、本誌第409号（2019年2月発行）においても更に紹介する予定であり、こちらも参照されたい。

³¹ 統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするもの。

旧等を迅速に行うとしている。我が国への攻撃に際しては、こうした対応に加え、宇宙・サイバー・電磁波の領域を活用して攻撃を阻止・排除するとしている。

領域横断作戦³²の実現のための統合運用の強化を図るため、統合幕僚監部において自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を強化するとともに、将来的な統合運用の在り方について検討するとしている³³。

宇宙領域では、宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、機能保証や相手方の指揮統制・情報通信を妨げることを含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊を新編する。

サイバー領域では、自衛隊の情報通信ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を新編するとしている。これに関し、サイバー分野は攻撃の発信元の特定が難しく、サイバー上の反撃と専守防衛³⁴や通信の秘密との整合性など、法的な議論も詰まっていない旨の指摘がある³⁵。

電磁波領域では、電磁波の利用を統合運用の観点から適切に管理・調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強化するとともに、電磁波領域に係る情報収集・分析や、侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等の無力化を行い得るよう、各自衛隊における態勢を強化するとしている。

(3) 戦闘機の整備

最新鋭の戦闘機であるF-35Aは、2011年12月20日、2012年度以降42機³⁶を取得することについて、安全保障会議³⁷決定及び閣議了解が行われたが³⁸、2018年12月18日、F-35Aの取得数の変更について、国家安全保障会議決定及び閣議了解が行われ、2011年に閣議了解された取得数42機を147機とし(105機の追加取得)、新たな取得数のうち、42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替え得るものとされている。

³² 全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させるもの。

³³ 有事の際に自衛隊の部隊運用等を一元的に担う「統合作戦室」を統合幕僚監部に新設することが政府において検討されている旨報じられている(『朝日新聞』(平30.12.8)、『産経新聞』(平30.12.8))。

³⁴ 専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の本質に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいうとされる(平成30年版防衛白書214頁)。

³⁵ 『朝日新聞』(平30.12.1)、『毎日新聞』(平30.12.12)。また、「安全保障と防衛力に関する懇談会」では、有識者からサイバーに関する安全保障上の課題として、①サイバー関連インフラストラクチャ防護の強化、②サイバーインテリジェンス活動の範囲と内容の見直し、③サイバー防衛・反撃能力の研究が挙げられている(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzen_bouei2/dai2/siryous3.pdf)。

³⁶ 2012・2013年度に6機契約され、前中期防(2014年度～2018年度)の整備規模は28機となっている。新中期防の対象年度となる2019年度の概算要求では、6機の取得経費を計上している。

³⁷ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律(平成25年法律第89号)により、安全保障会議は国家安全保障会議へと改組された。

³⁸ 防衛省『航空自衛隊の次期戦闘機(F-X)の機種選定結果について』(2011.12.20)4頁(<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2011/12/20a.pdf>)

新中期防では、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空能力の総合的な向上を図るとしており、現在の主力戦闘機であるF-15のうち、近代化改修に適さないものについて、F-35Aの増勢による代替を進めるとともに、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、戦闘機運用の柔軟性を向上させるため、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機（STOVL機）を新たに導入する。新中期防の対象期間におけるF-35の整備規模は45機とし、そのうち18機はSTOVL機としている。

上述の2011年12月20日の安全保障会議決定・閣議了解において、F-35Aについては、一部の完成機輸入を除き、国内企業が製造に参画することとされ、現在、国内企業が外国企業の下請としてF-35Aの機体の組立て・検査や部品の製造に参画しており、国内企業維持費等の加算による機体単価の上昇や初度費の予算措置等が調達コストの増加要因となっているとされる。また、会計検査院から、防衛装備庁がFMS³⁹に基づき調達するF-35Aの本体価格の上昇要因を定量的に把握できていないこと等を指摘されていた⁴⁰。財政制度等審議会・財政制度分科会から「防衛省においては、F-35Aの米国からの完成機輸入について速やかに検討し、対応すべきである」旨提言されていたが⁴¹、上述の2018年12月18日の国家安全保障会議決定・閣議了解において、2019年度以降の取得は、完成機輸入によることとされている。

FMS調達について、新中期防では、FMS調達における価格、納期等の管理の重要性が増していることを踏まえ、日米協議等を通じて米国政府等と緊密に連携し、米軍等との調達時期・仕様を整合させた装備品の取得や履行状況の適時適切な管理に努めるなど、FMS調達の合理化に向けた取組を推進するとしている。

日米で共同開発されたF-2は2030年代に退役が始まるとされており、新中期防では、将来戦闘機について、F-2の退役時期までに、将来のネットワーク化した戦闘の中核となる役割を果たすことが可能な戦闘機を取得するとし、そのために必要な研究を推進するとともに、国際協力を視野に、我が国主導の開発に早期に着手するとしている⁴²。

（４）「いずも」型護衛艦の改修

「いずも」型護衛艦は、統合運用や災害派遣時の司令塔的役割など多様な任務に対応するヘリコプター搭載型護衛艦であり、現在、「いずも」「かが」の2隻が運用されている。

新中期防では、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始めとして防空態勢を強化するため、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、

³⁹ Foreign Military Sales の略称。米国政府が、安全保障政策の一環として、武器輸出管理法に基づき、同盟諸国等に対し装備品等を有償で提供するものであり、米国の対外援助の一部として米国政府がFMSの条件を定め、購入国はその条件を受諾することによりはじめて必要な援助を受けられる。『平成30年度予算の編成等に関する建議』（2017.11.29）では、「米国政府との調整・折衝によって、対象となっている装備品の単価内訳を透明化することや装備品のコスト低減の取組を強化する必要がある」とされている（同86頁）。

⁴⁰ 『次期戦闘機（F-35A）の調達等の実施状況について』（2017年9月）

⁴¹ 『平成30年度予算の編成等に関する建議』（2017.11.29）87頁

⁴² F-2の共同開発から長期間が経過し、国内企業から技術者や作業員がいなくなり、将来戦闘機の開発を我が国が積極的にできなくなることを懸念する声があるほか、ソフトウェア等の技術が未成熟との指摘もある（『朝日新聞』（平30.12.9））。

必要な場合には STOVL 機の運用が可能となるよう検討の上、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦（「いずも」型）の改修を行うとし、同護衛艦は、改修後も、引き続き、多機能の護衛艦として、我が国の防衛、大規模災害対応等の多様な任務に従事するものとしている。なお、憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解には何らの変更もないとしている⁴³。

岩屋防衛大臣は、「従来から政府としては、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のために用いられるいわゆる攻撃型兵器を保有することは、これは自衛のための必要最小限度を超えらると言っており、例えば攻撃型空母を保有することは許されないと累次答弁をしてきているが、この際の攻撃型空母というのは、例えば極めて大きな破壊力を有する爆弾を積めるなど大きな攻撃能力を持つ多数の対地攻撃機を主力とし、さらにそれに援護戦闘機や警戒管制機等を搭載して、これらの全航空機を含めて一体となって一つのシステムとして機能するような大型の艦艇を言うとしていたところである。なお、その後、攻撃型空母という言い方はされなくなってきており、現在、国際的に確立した定義は定まっていないと承知しており、この種の艦船を保有する国においては、当該艦艇の目的、搭載する航空機の種類や量等に応じて呼称をそれぞれ定めていると認識している」旨答弁しており⁴⁴、記者会見では「他国の壊滅的な破壊をもたらすような能力を持ち得るわけではなく、『いずも』型護衛艦は元々、多用途護衛艦であり、哨戒ヘリを載せて哨戒活動に当たったり、あるいは、災害時の輸送船として活用するとか、病院船として活用するとか、これまでに多用途に使うことを目的として造られた護衛艦であるから、任務に応じて戦闘機が載せられるということがあっても、それは決して攻撃型空母には当たらないし、他国に脅威を与えるということにはならないと考えている」旨発言している⁴⁵。これに関し、戦闘機が搭載される可能性がある以上、運用次第では攻撃型空母になり得る旨の指摘がある⁴⁶。

（５）総合ミサイル防空能力

前大綱・前中期防において、弾道ミサイル対処能力や防空能力の総合的な向上を図ることとしたことに加え、2015年4月に策定された『日米防衛協力のための指針』においても、防空及びミサイル防衛を一体とした措置につき、日米両国で協力して取り組むこととされたことから、防衛省・自衛隊は、自衛隊の防空及びミサイル防衛の統合の在り方について、技術的根拠を踏まえた案出・評価等を実施し、最も効果的で効率的な将来の統合防空ミサイル防衛体制を探究するための調査研究⁴⁷を実施してきた。

⁴³ 与党のワーキングチームは、「いずも」型護衛艦の改修に関する確認書を作成し、「いずも」型での F-35B の運用を可能とするが、常時運用はしないこと、引き続きヘリコプターの運用、医療、指揮中枢、輸送、人員収用等の機能を持つ多機能の護衛艦として防衛、大規模災害対応等の任務に当たること、「攻撃型空母」には当たらず、憲法上保有を禁じられるものではないこと等を確認した旨報じられている（『読売新聞』（平 30. 12. 14））。

⁴⁴ 第 197 回国会衆議院安全保障委員会議録第 4 号 9 頁（平 30. 11. 29）

⁴⁵ 防衛大臣記者会見（2018. 12. 11）〈<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2018/12/11a.html>〉

⁴⁶ 『朝日新聞』（平 30. 12. 12）、『東京新聞』（平 30. 12. 12）、『毎日新聞』（平 30. 12. 12）

⁴⁷ 平成 28 年度当初予算で「将来の統合防空の在り方に関する調査研究」に要する経費として 3,000 万円が計上された。

新大綱・新中期防では、弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化するとしており、陸上自衛隊において地対空誘導弾部隊、弾道ミサイル防衛部隊（2個隊を新編）、海上自衛隊においてイージス・システム搭載護衛艦、航空自衛隊において地対空誘導弾部隊を保持し、これらを含む総合ミサイル防空能力を構築するとしている。その際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含め共通化・合理化を図るとしている。

なお、新大綱・新中期防では、日米間の基本的な役割分担を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方について、引き続き検討の上、必要な措置を講ずるとしている。岩屋防衛大臣は「座して死を待つわけにはいかない、他に手段がないというときには法理的には相手の基地を攻撃することができるというのが従来からの政府の解釈であるが、他方で我が国は、海外派兵、いわゆる武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する海外派兵は、一般的に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、許されないとも解してきている。しかし、その上で、自衛権発動の三要件を満たすものがあるとすれば、他国の領域における武力活動であっても許されないわけではないと解している」とし、「これまでも、日米の役割分担の中で、敵基地の攻撃については米国の打撃力に依存をしてきており、政府としては、この基本的な役割分担を変更することは考えていないところである」旨答弁している⁴⁸。

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、イージス艦（BMD⁴⁹対応型）のミサイル防衛システム（イージス・システム）⁵⁰を陸上に配備した装備品であり、2017年12月19日の閣議決定⁵¹により2基を導入し、陸上自衛隊において保持することとされているが⁵²、新中期防においてその整備について明記されている。配備候補地として、陸上自衛隊新屋演習場（秋田県）及び陸上自衛隊むつみ演習場（山口県）が選定されており、現在、電波環境調査等の各種調査が進められている。米国政府等から、契約締結後1基目の製造及び配備までに約6年を要するとの提案が出されているが⁵³、契約時期について、岩屋防衛大臣は「米国政府等との調整状況など、予算の承認を得た後の状況を踏まえて決めることになるが、地元の理解を得ているというのは前提になろうかと思う」旨答弁している⁵⁴。

⁴⁸ 第197回国会衆議院安全保障委員会議録第4号2～3頁（平30.11.29）

⁴⁹ Ballistic Missile Defense（弾道ミサイル防衛）の略称。

⁵⁰ レーダー、指揮通信システム、迎撃ミサイル発射機等で構成される。

⁵¹ 『弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について』

⁵² 防衛省は「イージス・アショアについては、これは陸上に迎撃用の装備品を固定的に装備するもので、平素の施設警備についても高い能力が必要となると、こういったことも踏まえて、イージス・アショアを担当する自衛隊を陸上自衛隊としている」旨答弁している（第197回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号（平30.11.22））。

⁵³ 防衛省『陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の構成品選定結果について』（2018.7.30）3頁

⁵⁴ 第197回国会衆議院安全保障委員会議録第2号3頁（平30.11.13）

（６）新中期防の所要経費

新中期防では、その実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額として、おおむね 27 兆 4,700 億円程度を目途とするとした上で、効率化・合理化を徹底し⁵⁵、新中期防の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね 25 兆 5,000 億円程度を目途とするとしている⁵⁶。これは過去の中期防において最大の金額となる。

近年、装備品等の費用を契約の翌年度以降に支払う後年度負担⁵⁷の増大とともに、その支払のための歳出化経費⁵⁸が増大しており、防衛予算の硬直化を招いているとも指摘されている。新中期防では、新規事業に係る契約額（物件費）はおおむね 17 兆 1,700 億円程度の枠内とし、後年度負担について適切に管理することとしている。

なお、平成 31 年度予算の編成に合わせて、北大西洋条約機構（NATO）の基準を用いた防衛費の総額も算出される旨報じられており⁵⁹、その場合、恩給費など防衛省以外の省庁が所管する予算も加わり、見かけの防衛費の総額が大きくなる⁶⁰。

6. 普天間飛行場移設問題

米海兵隊が沖縄県において使用する普天間飛行場の名護市辺野古への移設に関し、2013 年 12 月、仲井眞知事（当時）は普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認（辺野古沿岸部の埋立承認）を行ったが、2015 年 10 月、翁長知事（当時）は承認手続に法的瑕疵があったとして、埋立承認の取消しを行った。その後、国と県との間で複数の訴訟が提起される事態となったが、2016 年 3 月の和解を経て、新たな訴訟が提起された結果、最終的には、同年 12 月 20 日に最高裁判所が翁長知事による埋立承認取消処分を違法であるとの判断を示し、国側の勝訴が確定した。これを受け、翁長知事は、同月 26 日、自らの埋立承認取消処分を撤回し、翌 27 日に国は 2016 年 3 月の和解により中断していた代替施設建設事業を再開した。

その後、海底工事に関する沖縄県漁業調整規則に基づく知事の岩礁破碎許可の解釈をめぐる、国と県の対立が再燃し、政府は、地元の名護漁業協同組合は漁業権を既に放棄しており、漁業権自体が消滅しているため、今後の工事続行に新たな岩礁破碎許可は不要であ

⁵⁵ 新中期防では、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図っている。なお、長期契約に関し、国庫債務負担行為の年限の上限を 10 箇年度に延長する「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」（平成 27 年法律第 16 号）は、2018 年度末までの時限立法である。

⁵⁶ 財政制度等審議会・財政制度分科会は、『平成 31 年度予算の編成等に関する建議』（2018. 11. 20）において、「我が国を取り巻く安全保障環境に鑑みれば、次期中期防に対しては相応の財政措置を講じていかざるを得ない」としつつ（同 79 頁）、防衛装備庁発足後、本格的に予算編成を行った 2017 年度及び 2018 年度において年 2,000 億円程度の合理化効果を出していることを踏まえ、次期中期防の期間においては 1 兆円以上の合理化効果をめざすべきである旨提言している（同 81 頁）。

⁵⁷ 後年度負担の総額は平成 30 年度当初予算で 4 兆 9,221 億円（SACO 関係経費等を除く）となっている。

⁵⁸ 歳出化経費が防衛関係費に占める比率は、平成 30 年度当初予算で 35.6%、31 年度概算要求で 39.0%となっている（SACO 関係経費等を除く）。

⁵⁹ 『日本経済新聞』（平 30. 12. 14）

⁶⁰ 新中期防を NATO 基準で算定すれば、10 兆円以上膨らむ可能性がある旨報じられている（『日本経済新聞』（平 30. 12. 8））。

るとして、仲井眞知事（当時）が国に認めた岩礁破碎許可の有効期限である 2017 年 3 月末を過ぎてからも工事を継続し、同年 4 月 25 日には護岸工事に着手した。これに対し、沖縄県は、同年 7 月 24 日、県知事の許可を得ずに岩礁破碎を行うのは違法であるとして、その差止めを求めて提訴したが、第一審⁶¹、第二審⁶²ともに沖縄県の訴えは退けられ、2018 年 12 月 19 日、沖縄県は最高裁判所に上告受理申立てを行った。

2018 年 7 月 27 日の臨時記者会見で翁長知事（当時）が埋立承認の撤回を表明し、沖縄県は埋立承認に際しての留意事項に基づく事前協議を行わずに工事を開始したこと、承認後に軟弱地盤や活断層が見つかったこと、承認後に策定した環境保全対策に問題があること等を理由にこれを撤回することとし、沖縄防衛局に対し公有水面埋立承認取消通知書を同月 31 日に発出した。8 月 8 日に翁長知事が急逝し、9 月 30 日に沖縄県知事選の投開票が行われた結果、辺野古移設に反対する玉城デニー前衆議院議員が当選し、埋立承認撤回が維持された。防衛省（沖縄防衛局長）は 10 月 17 日、撤回に対し、行政不服審査法に基づく不服審査請求及び執行停止を石井国土交通大臣に申し立てたところ、同月 30 日、同大臣が執行停止を決定したことを受け、11 月 1 日、工事が再開された。

11 月には、普天間飛行場移設問題に関し、政府と沖縄県との間で集中協議が行われたが、協議は調わず、同月 29 日、沖縄県は執行停止決定を不服として国地方係争処理委員会に審査申出書を提出した。

2018 年 10 月 26 日に沖縄県議会で条例が可決され、2019 年 2 月 24 日に辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票が行われる予定であるが、2018 年 12 月 3 日、沖縄防衛局は埋立用の土砂を地元企業の栈橋から輸送船に積み込む作業を開始した。沖縄県は、沖縄防衛局による行政不服審査請求・執行停止申立てが違法であること等を主張し、工事を中止するよう行政指導を行ったが、沖縄防衛局はこれに応じず、同月 14 日、埋立海域への土砂投入作業を開始した。

なお、2013 年 12 月に仲井眞知事（当時）が政府に要請した普天間飛行場の 5 年以内の運用停止の期限である 2019 年 2 月が近づく中、安倍総理は、普天間飛行場の移設をめぐる状況は、沖縄県が埋立承認を取り消し、さらには埋立承認を撤回するなど、根本的な部分において、仲井眞知事（当時）と（普天間飛行場の危険性除去が極めて重要な課題であるという）認識を共有した当時と大きく変化をしており、5 年以内の運用停止を実現することは難しい状況になっているとの認識を示している⁶³。

（なかうち やすお、みやざき まさし）

⁶¹ 2018 年 3 月 13 日那覇地方裁判所判決

⁶² 2018 年 12 月 5 日福岡高等裁判所那覇支部判決

⁶³ 第 197 回国会衆議院予算委員会議録第 3 号 28～29 頁（平 30.11.2）